

平成 28 年 2 月

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「J P モルガン円建てキャッシュ・リクイディティ・ファンド」  
投資信託契約解約（償還）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の追加型証券投資信託「J P モルガン円建てキャッシュ・リクイディティ・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、残存期間 1 年以内の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、信託財産の流動性を確保しつつ安定した収益を確保することを目的として安定運用を行っております。

しかしながら、日本銀行が本年 1 月 29 日にマイナス金利政策の導入を発表し、2 月 3 日以降当ファンドの購入申し込みの受付は停止させていただいておりましたが、同マイナス金利が導入されたことにより、当ファンドにおける運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況になることが予見されるため、弊社において当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様の利益に資するものになると判断いたしました。

このため、当ファンドの投資信託約款第 44 条第 1 項により、下記のとおり当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了いたしますので、お知らせいたします。

なお、この投資信託契約の解約につきましては、当ファンドの投資信託約款第 44 条第 6 項の規定を適用し、異議申し立ての手続を行いません。

また、投資信託財産の毀損および元本割れを回避するため、監査費用のファンドからの支弁を平成 28 年 2 月 29 日付けで停止する旨の約款変更を行うことといたしました。

このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 32 条の規定に基づき、法定手続きの一環として、受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

敬具

記

償還に関するスケジュールにつきまして

平成 28 年 3 月 9 日（水） 金融庁へ投資信託契約の解約の届出

平成 28 年 3 月 11 日（金） 投資信託契約の解約・信託終了（繰上償還）

平成 28 年 3 月 14 日（月） 償還金支払い開始

本年 2 月 2 日に告知いたしましたとおり、購入申し込みの受付は停止させていただいております。換金（解約）につきましては、引き続きお申し込みは可能ですが、平成 28 年 3 月 10 日（木）正午までに販売会社所定の申し込み手続きが完了する換金（解約）の申し込みまで受け付けさせ

ていただきます。

なお、換金（解約）にあたっては、1日につき信託元本総額の10%を超える換金申込みに対して制限※がございますのでご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

#### ※換金（解約）制限について

毎営業日の正午時点において、その前営業日における信託元本総額の10%を超える換金申込みがあった場合は、弊社は当該超過部分の全部または一部についてその翌営業日の正午までに換金申込みを受付けたものとして取扱うことができます。そのように取扱う場合には、当該換金申込みを行った各受益者が換金を申込んだ受益権口数に比例して、一部解約繰り延べの取扱いとする金額を各受益者に割り当て、販売会社から換金申込日の当日中に該当する受益者にご連絡いたします。なお、その場合でも換金申込みの撤回はできませんのでご注意ください。

上記の場合において、その日の前営業日からの繰り延べ解約額がある場合には、当該繰り延べ解約額にかかる受益者を除いて、当日の繰り延べ解約額の割り当てを行うものとします。

以上